

圏域項目の見直しに係るスケジュールについて

1 考え方

医療計画作成要領の中に示された「次期医療計画策定スケジュール（予定）」に準拠し、県全体の計画に支障を及ぼさないように、圏域保健医療福祉推進会議及び、圏域医療計画策定委員会を開催する。

2 スケジュール（案）

年 月	圏域保健医療福祉推進会議	圏域医療計画策定委員会	県 全 体
令和 5 (2023)年 2 月			・医療体制部会（計画の基本方針・構成等の検討）
3 月	・令和 4 年度第 2 回 圏域保健医療福祉推進会議【今回】 (医療計画策定委員会の設置)		・医療審議会（計画の基本方針・構成等の決定）
4 月			
5 月		・第 1 回策定委員会 (圏域項目の構成等の検討)	
6 月			
7 月		・第 2 回策定委員会 (圏域項目の内容等の検討)	・医療体制部会(素案検討)
8 月	・令和 5 年度第 1 回 圏域保健医療福祉推進会議 (圏域項目の内容等の検討)		
9 月			
10 月			・医療体制部会(試案検討)
11 月			・医療審議会(原案の決定)
12 月			
令和 6 (2024)年 1 月		・第 3 回策定委員会 (圏域項目(原案)の修正)	・市町村、関係団体へ意見照会 ・パブリックコメント
	・令和 5 年度第 2 回 圏域保健医療福祉推進会議 (圏域項目(原案)の修正)		
2 月			・医療体制部会(修正原案→案)
3 月			・医療審議会(答申)